

三田市企業立地促進条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 新設 企業立地促進地区において、次に掲げるいずれかに該当する施設を設置することをいう。 ア 市内に事業所を有しない者が新たに事業の用に供する施設を設置すること。 イ 市内に事業所を有する者が<u>単に事業所を移転するのではなく、同一の業種又は異なる業種の用に供する施設を設置すること。</u></p> <p>(4) 増設 企業立地促進地区において、事業所を有する者が事業規模を拡大することを目的として、<u>同一の業種又は異なる業種の用に供する施設を拡充することをいう。</u></p> <p>(特定事業を行う者の指定)</p> <p>第3条 新設又は増設により特定事業を行おうとする者は、次の各号に規定する要件を備える者(以下「特定事業者」という。)として、市長の指定を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>第4条 省略 (固定資産税及び都市計画税の課税免除)</p> <p>第5条 新設又は増設に際して特定事業者が取得した当該事業の用に供する家屋、償却資産及びこれらの敷地である土地(以下「特定事業用資産」という。)に対して課する固定資産税及び都市計画税について、当該特定事業用資産が最初に事業の用に供された日の属する年の翌年の1月1日(当該供された日が1月1日である場合は同日)を賦課期日とする年度から3年度分に限り、三田市市税条例(昭和32年三田町条例第12号)第61条及び第62条の規定により算出された固定資産税額並びに三田市都市計画税条例(昭和39年三田市条例第4号)第2条及び第3条の規定により算出された都市計画税額の課税を免除</p>	<p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 新設 企業立地促進地区において、次に掲げるいずれかに該当する施設を設置することをいう。 ア 市内に事業所を有しない者が新たに事業の用に供する施設を設置すること。 イ 市内に事業所を有する者が既存の事業所を維持したまま、新たに事業の用に供する施設を設置すること。</p> <p>(4) 増設 企業立地促進地区に事業所を有する者が同一敷地内において、事業規模を拡大することを目的として施設を拡充することをいう。</p> <p>(5) 移設 企業立地促進地区において、市内に事業所を有する者が既存の事業所の全部又は一部を廃止して、事業の用に供する施設(規則に定める事業規模を著しく縮小する場合における当該施設を除く。)を設置することをいう。</p> <p>(特定事業を行う者の指定)</p> <p>第3条 新設、増設又は移設により特定事業を行おうとする者は、次の各号に規定する要件を備える者(以下「特定事業者」という。)として、市長の指定を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>第4条 省略 (固定資産税及び都市計画税の課税免除)</p> <p>第5条 新設、増設又は移設に際して特定事業者が取得した当該事業の用に供する家屋、償却資産及びこれらの敷地である土地(以下「特定事業用資産」という。)に対して課する固定資産税及び都市計画税について、当該特定事業用資産が最初に事業の用に供された日の属する年の翌年の1月1日(当該供された日が1月1日である場合は同日)を賦課期日とする年度から3年度分に限り、三田市市税条例(昭和32年三田町条例第12号)第61条及び第62条の規定により算出された固定資産税額並びに三田市都市計画税条例(昭和39年三田市条例第4号)第2条及び第3条の規定により算出された都市計画税額の課税を</p>

するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第 2 条第 1 号イに規定する北摂三田第二テクノパークの区域においては、同項中「特定事業者が取得した当該事業の用に供する家屋、償却資産及びこれらの敷地である土地(以下「特定事業用資産」という。)」とあるのは「特定事業者が特定事業用資産を取得するために要した費用の総額が 3 億円以上である場合における当該特定事業用資産」と、「3 年度分」とあるのは「5 年度分」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

以下省略

免除するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第 2 条第 1 号イに規定する北摂三田第二テクノパークの区域においては、同項中「特定事業者が取得した当該事業の用に供する家屋、償却資産及びこれらの敷地である土地(以下「特定事業用資産」という。)」とあるのは「特定事業者が特定事業用資産を取得するために要した費用の総額が 3 億円以上である場合における当該特定事業用資産」と、「3 年度分」とあるのは「新設又は増設にあつては 5 年度分、移設にあつては 3 年度分」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

以下省略